

岐阜県公報

目次

告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

(環境管理課)

ページ 一

窒素含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

りん含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

(同)

四

公示

水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の決定

(環境管理課)

十

告示

岐阜県告示第八十五号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十九年岐阜県告示第四百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日までの間は、Cc、Cco、Cci及びCcj（平成二十四年五月一日以後に増加する特定排出水の量に対応するCciを除く。）に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。

平成二十四年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

別表中

五	肉製品製造業	四〇	四〇	三〇
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	四〇	三〇
九	寒天製造業	三〇	一〇〇	一〇〇
九	寒天製造業	三〇	一〇〇	一〇〇
九	寒天製造業	三〇	一〇〇	一〇〇
七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の	五〇	三〇	三〇

誘導品含有排水を排水工程にあつては、第一値は、それぞれ同欄に従い、二一〇、二一九〇とする。
化合物触媒を用いたン又はアセトアルデ造工程にあつては、の値は、それぞれ同序に従い、一〇〇、八〇とする。
クロルヒドリン製造

を	
一九	
石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	
ア	日平均排水量五、〇〇〇m ³ 以上の事業場に限る。
イ	日平均排水量五、〇〇〇m ³ 未満の事業場に限る。
ハ	
ニ	
三	
エ	

一九	
石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	
ア	日平均排水量五、〇〇〇m ³ 以上の事業場に限る。
イ	日平均排水量五、〇〇〇m ³ 未満の事業場に限る。
ハ	
ニ	
三	
エ	

を
ハ
ニ
三
五

項から前項までに掲げるものを除く。

有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二七〇とする。
有機農業原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二四〇、二二〇、一七〇とする。

を	
三三	
有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	
ハ	
ニ	
三	

酸誘導品含有排水を排水工程にあつては、第一値は、それぞれ同欄に従い、一五〇、一五〇とする。
素化合物触媒を用いたン又はアセトアルデ製造工程にあつては、欄の値は、それぞれ同順序に従い、一〇〇、八〇とする。
ピクロルヒドリン製造にあつては、第三欄の、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一四〇、〇とする。

三三	
有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	
ハ	
ニ	
三	

あつては、第三欄のそれぞれ同欄の順序、一四〇、一四〇、〇とする。

イ
ハ
ニ
三
五
工程は値に従

未滿の事業場に限る。

<table border="1"> <tr><td>四〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> <tr><td>二〇</td></tr> </table>	四〇	三〇	二〇		<table border="1"> <tr><td>〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> </table>	〇	三〇	三〇		<table border="1"> <tr><td>〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> <tr><td>二〇</td></tr> </table>	〇	三〇	二〇		<table border="1"> <tr><td>六〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> </table>	六〇	三〇		<table border="1"> <tr><td>三〇</td></tr> </table>	三〇		<p>それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。</p> <p>二 有機農業原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二四〇、二二〇、一七〇とする。</p>									
四〇																															
三〇																															
二〇																															
〇																															
三〇																															
三〇																															
〇																															
三〇																															
二〇																															
六〇																															
三〇																															
三〇																															
		<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>二〇四</td><td>電子回路製造業</td></tr> <tr><td>二〇五</td><td>電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業</td></tr> </table>	二〇四	電子回路製造業	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>二〇四</td><td>プリント回路板製造業</td></tr> <tr><td>二〇五</td><td>電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）</td></tr> </table>	二〇四	プリント回路板製造業	二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）		<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>一四</td><td>イオン交換樹脂製造業</td></tr> <tr><td>一六〇</td><td></td></tr> <tr><td>一</td><td></td></tr> </table>	一四	イオン交換樹脂製造業	一六〇		一			<table border="1"> <tr><td>一四</td><td>イオン交換樹脂製造業</td></tr> <tr><td>一七〇</td><td></td></tr> <tr><td>一七〇</td><td></td></tr> </table>	一四	イオン交換樹脂製造業	一七〇		一七〇				
二〇四	電子回路製造業																														
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業																														
二〇四	プリント回路板製造業																														
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）																														
一四	イオン交換樹脂製造業																														
一六〇																															
一																															
一四	イオン交換樹脂製造業																														
一七〇																															
一七〇																															
<p>に改める。</p>		<p>に</p> <table border="1"> <tr><td>五〇</td></tr> <tr><td>四〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> </table>	五〇	四〇	三〇		<p>に</p> <table border="1"> <tr><td>三〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> <tr><td>三〇</td></tr> </table>	三〇	三〇	三〇		<p>一 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、三〇とする。</p> <p>二 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。</p>	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>三三</td></tr> </table> <p>し尿処理業（し尿浄化に係るものを除く。）</p>	三三		<table border="1"> <tr><td>三三</td></tr> </table> <p>し尿処理業（し尿浄化に係るものを除く。）</p>	三三														
五〇																															
四〇																															
三〇																															
三〇																															
三〇																															
三〇																															
三三																															
三三																															

それぞれ同欄の順序に従い、
四〇、三〇、三〇とする。

岐阜県告示第八十六号

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十九年岐阜県告示第四百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日までの間は、Cn、Cno及びCni（平成二十四年五月一日以後に増加する特定排水水の量に対応するCniを除く。）に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。

平成二十四年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

別表中

二 畜産農業

三〇

六〇

を

二 畜産農業

六〇

六〇

五〇㎡以上の豚房施
るものにあつては、
の値は、一三〇とす

設を有す
第三欄

に、

五 肉製品製造業

二五

一〇

を

五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業

二五

一〇

すはつ

に、

一〇

窒素質・りん酸質肥料製造業

二五

一〇

一は二
び程

アンモニア製造工程にあつては第三欄及びの値、それぞれ四〇、三〇とする。
アンモニア誘導品製造工にあつては、第三欄及びの値は、二〇〇とする。
尿素製造工程にあつて、第三欄及びの値は、一〇〇とする。

を

一〇

窒素質・りん酸質肥料製造業

二五

一〇

一 アンモニア製造工程にあつては第三欄及びの値は、それぞれ四〇、三〇とする。
二 アンモニア誘導品製造工

に、

一〇八
無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）

四〇

程にあつては、第三欄及びの値は二〇〇とする。
 二 尿素製造工程にあつては、第三欄及びの値は、七二〇とする。

三
 一 バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ三〇〇〇、四〇とする。
 二 酸化コバルト製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四一〇、四〇とする。
 三 モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ三〇〇〇、四〇とする。
 四 イットリウム酸化物製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一〇〇、四〇とする。
 五 酸化銀製造工程にあつては、第三欄及びの値は、

を
 一〇八
 無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの
一〇	

四
 三
 一 バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ二七〇〇、四〇とする。
 二 酸化コバルト製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四一〇、四〇とする。
 三 モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一五〇〇、四〇とする。
 四 イットリウム酸化物製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。
 五 酸化銀製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一三〇、四〇とする。

二
 それぞれ一三〇、四〇とする。
 六 酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一四〇、四〇とする。
 七 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一〇〇、四〇とする。
 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一五〇、四〇とする。

に
 三
 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの

<table border="1"> <tr> <td>六</td> <td>酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一四〇、四〇とする。</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。</td> </tr> </table>	六	酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一四〇、四〇とする。	七	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。	<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> </table>	〇		〇		<table border="1"> <tr> <td>もので</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> </table>	もので		〇		〇		<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、一五とする。</td> </tr> </table>	〇		〇		〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、一五とする。						
六	酸化ジルコニウム製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ一四〇、四〇とする。																														
七	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。																														
	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ八五、四〇とする。																														
〇																															
〇																															
もので																															
〇																															
〇																															
〇																															
〇																															
〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、一五とする。																														
<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td>石油化学系基礎製品製造業</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>プラスチック製造工程に係る</td> </tr> </table>	二	石油化学系基礎製品製造業	二	プラスチック製造工程に係る	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>石油化学系基礎製品製造業</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>プラスチック製造工程に係る</td> </tr> </table>	二		二	石油化学系基礎製品製造業	二	プラスチック製造工程に係る	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>プラスチック製造業</td> </tr> </table>	二		二	プラスチック製造業	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>プラスチック製造業</td> </tr> </table>	二		二	プラスチック製造業										
二	石油化学系基礎製品製造業																														
二	プラスチック製造工程に係る																														
二																															
二	石油化学系基礎製品製造業																														
二	プラスチック製造工程に係る																														
二																															
二	プラスチック製造業																														
二																															
二	プラスチック製造業																														
<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四〇、一五とする。</td> </tr> </table>	〇		〇		〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四〇、一五とする。	<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四〇、一五とする。</td> </tr> </table>	〇		〇		〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四〇、一五とする。	<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。</td> </tr> </table>	〇		〇		〇	溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。	<table border="1"> <tr> <td>〇</td> <td>(前項に掲げる)</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ九〇、三五とする。</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>ステンレス硝酸酸洗工程を有</td> </tr> </table>	〇	(前項に掲げる)	〇		〇	溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。	〇	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ九〇、三五とする。	〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有
〇																															
〇																															
〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四〇、一五とする。																														
〇																															
〇																															
〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四〇、一五とする。																														
〇																															
〇																															
〇	溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。																														
〇	(前項に掲げる)																														
〇																															
〇	溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。																														
〇	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ九〇、三五とする。																														
〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有																														
<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td>金属製品製造業(ものを除く。)</td> </tr> </table>	二	金属製品製造業(ものを除く。)	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td>一般機械器具製</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>プリント回路板</td> </tr> </table>	二	一般機械器具製	二	プリント回路板	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td>電気機械器具製</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>げるものを除き</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>器具製造業、電</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>入製造業を含む</td> </tr> </table>	二	電気機械器具製	二	げるものを除き	二	器具製造業、電	二	入製造業を含む	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td>金属製品製造</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>ものを除く。</td> </tr> </table>	二	金属製品製造	二	ものを除く。										
二	金属製品製造業(ものを除く。)																														
二	一般機械器具製																														
二	プリント回路板																														
二	電気機械器具製																														
二	げるものを除き																														
二	器具製造業、電																														
二	入製造業を含む																														
二	金属製品製造																														
二	ものを除く。																														

<p>造業 製造業</p>	<p>〇〇</p>	<p>するものにあつては、第三欄の値は、三五とする。</p>	<p>業（前項に掲げる） 製造業</p>	<p>〇〇</p>	<p>一 溶融めつき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ四五、二五とする。 二 アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ七五、三五とする。</p>
<p>造業（前項に掲げる） 情報通信機械 子部品・デバイス 製造業</p>	<p>〇〇</p>	<p>一 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ三〇、一五とする。 二 半導体素子製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ三五、一五とする。</p>	<p>業 製造業</p>	<p>〇〇</p>	<p>一 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄及びの値は、</p>
<p>械器具製造業又 械器具製造業</p>	<p>〇〇</p>	<p>それぞれ三〇、一五とする。 二 半導体素子製造工程にあつては、第三欄及びの値は、それぞれ三五、一五とする。</p>	<p>に、</p>	<p>〇〇</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄、及びの値は、それぞれ二五、二〇とする。</p>
<p>械器具製造業又 械器具製造業</p>	<p>〇〇</p>	<p>し尿浄化（昭和二八年）第八号）規定するもの</p>	<p>に改める。</p>	<p>〇〇</p>	<p>し尿浄化（昭和二八年）第八号）規定するもの</p>

化槽（建築基準法施行令二十五条第一項の表に算定方法により算定し対象人員が五〇〇人以下以上のものに限る。）

項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄及びの値は、それぞれ三〇、二五とする。

岐阜県告示第八十七号

りん含有量に係る総量規制基準（平成十九年岐阜県告示第四百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日までの間は、Op、Op0及びOp1（平成二十四年五月一日以後に増加する特定排出水の量に対応するOpを除く。）に相当する値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。

平成二十四年二月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

別表中	二 畜産農業	二四	八
を	二 畜産農業	三三	八
を有す三欄	五 肉製品製造業	四	一
を	五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四	一

五〇㎡以上の豚房施設するものにあつては、第の値は、二四とする。

に、	三六 あん類製造業	四五	一
----	-----------	----	---

を	三六 あん類製造業	三五	一
---	-----------	----	---

に、	三三 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五	一
を	三三 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五	一

に、	三三 有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五	一
----	---------------------------------------	---	---

に、	三八 合成香料製造業	三	
----	------------	---	--

を	三八 合成香料製造業	二・五	
---	------------	-----	--

に、	二〇 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	四	
----	--------------------------	---	--

を	二〇 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		
---	--------------------------	--	--

アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、一三七とする。

機りん系農業原体製造工程あつては、第三欄の値は、一五とする。

<p>法施行令</p> <p>第二欄に規定する表に定める</p>	<table border="1"> <tr> <td>又は</td> <td>回路</td> </tr> <tr> <td>二・五</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table> <p>民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、三・五とする。</p>	又は	回路	二・五	二	一	一	<table border="1"> <tr> <td>二・五</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table> <p>民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、三・五とする。</p>	二・五	二	一	一	<table border="1"> <tr> <td>四</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table> <p>アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の値は、二とする。</p>	四	二	一	一
又は	回路																
二・五	二																
一	一																
二・五	二																
一	一																
四	二																
一	一																
<p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）</p>	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>二四</td> <td>二五</td> </tr> </table> <p>電子回路製造業</p> <p>電子部品・デバイス・電子製造業（前項に掲げるものく）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業</p>	二四	二五	<table border="1"> <tr> <td>二四</td> <td>二五</td> </tr> </table> <p>電子回路製造業</p> <p>電子部品・デバイス・電子製造業（前項に掲げるものく）、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業</p>	二四	二五	<table border="1"> <tr> <td>二四</td> <td>二五</td> </tr> </table> <p>プリント回路板製造業</p> <p>電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）</p>	二四	二五					
三三	三三																
二四	二五																
二四	二五																
二四	二五																
<p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）</p>	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三					
三三	三三																
三三	三三																
三三	三三																
三三	三三																
<p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）</p>	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三	<table border="1"> <tr> <td>三三</td> <td>三三</td> </tr> </table> <p>し尿浄化槽（建築基準法（昭和二十五年政令第八号）第三十二条第一項）規定する算定方法によつて処理対象人員が五〇二〇人以上のものに限る。</p>	三三	三三					
三三	三三																
三三	三三																
三三	三三																
三三	三三																

公 示

水質汚濁防止法に基いて総量削減計画の決定
 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第四条の三の規定に基いて総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十九日

岐阜県長 中 田 謙

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号イに掲げる区域（以下、指定地域という。）について、平成 23 年 6 月 15 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

- 1 削減の目標
 平成 26 年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（ト/日）	（参考） 平成 21 年度における量 （ト/日）
生活排水	14	16
産業排水	17	17
その他	6	6
合 計	37	39

（注）1 生活排水とは、日常生活に伴い排出されるし尿や炊事、洗濯、入浴等の排水をいう。

- 2 産業排水とは、物品の製造、加工等に係る工場や事業場からの排水をいう。
 3 その他とは、生活排水及び産業排水以外に排出されるもので、山林・農地等の土地や家畜等に由来するものをいう。

窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（ト/日）	（参考） 平成 21 年度における量 （ト/日）
生活排水	8	9
産業排水	4	4
その他	19	19
合 計	31	32

りん含有量について

表 3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（ト/日）	（参考） 平成 21 年度における量 （ト/日）
生活排水	0.9	1.1
産業排水	0.5	0.5
その他	0.7	0.6
合 計	2.1	2.2

2 削減目標量の達成のための方途

当県では、森・川・海が一体となった環境保全として、県民総参加による「清流の国ぎふ」づくりを推進している。

このため、「清流の国ぎふ」づくりに即した流域からの汚濁負荷量を削減するための様々な方策を講じることに伴い、削減目標の達成を図り伊勢湾の水環境改善につなげていくものとする。

生活系排水対策

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道については流域別下水道整備総合計画との整合を図りつつ、その整備を促進するとともに、水流化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びリンの高度処理の導入について、伊勢湾の状況及び下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施を図るものとする。

合流式下水道については、越流水の低減に努めるため、既存施設を活用した越流水の貯留等による改善を促進するものとする。

表 4 下水道に関する見込み

	平成26年度	(参考) 平成21年度末 実績
行政人口(千人)	1,943	1,989

処理人口(千人)	1,219 【 800 】	1,122 【 765 】
----------	------------------	------------------

(注) 1 指定地域内各市町村の積み上げにより算出。

2 【 】内は、高度処理人口を示す(内数)

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業費補助制度の活用等により、その整備を促進するものとする。また、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換等を促進し、生活雑排水対策を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備を進めるとともに、水流化の促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

表 5 農業集落排水施設の整備に関する目標値

	平成26年度	(参考) 平成21年度末 実績
処理区域内人口 (千人)	116	110

ウ 家庭における生活排水対策

家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法第14条の5に基づき、市町村と協力し、従来から進めている調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等の家庭でできる発生源対策についての普及、啓発に努める。

また、特に生活排水対策の実施が必要な地域として指定している生活排水対策重点地域においては、引き続き市町村が主体となり、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場（指定地域内に立地し、一日当たりの平均排水量が50立方メートル以上のもをいう。以下同じ。）については、汚濁負荷量の削減のために取られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、より厳しい総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

〇等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正）により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分するなど、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

また、事業場の立入指導の際の排出水の確認、負荷量調査等を通じ正確な値の把握に努めるものとする。

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年岐阜県条例第33号）及び「岐阜県公害防止条例」（昭和43年岐阜県条例第35号）の排水規制の対象となっているもの

については、立入検査、水質検査を行い汚濁負荷量の削減についての指導を行うものとする。

また、水質汚濁防止法等法令の排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排水の実態等を考慮し、水質汚濁防止法第14条の4の事業者の責務規定に基づき、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）等により適正な排水処理について指導等を行うとともに、講習会等を通じて、汚濁負荷量の削減につながる取組を普及するものとする。

その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえきめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に当県は、県土の80%以上を山林が占めており、森・川・海のつながりや、健全な水循環に果たす森林の働きを意識することも重要である。

ア 山林からの負荷削減対策

山林は、相対的に当県の窒素発生源の多くを占めているが、一方で、山林は雨中の窒素分を吸収し、河川への流出を抑制する役割も果たしていることから、山林の機能を適切に維持・管理することが重要である。

このため、深間工や山腹工等の実施や間伐等の適切な森林整備を促進し、水源かん養機能や山地災害の防止及び土壌保全機能の維持・向上を図るものとする。

イ 農地からの負荷削減対策

「ぎふグリーン農業推進基本方針」（平成7年3月策定）、「岐阜県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成11年11月策定）「岐阜県有機農業推進計画」（平成22年3月策定）等に基づき、農業が本来持つ環境保全機能を維持・増進しながら、生産性と環境の調和を考慮し、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進することにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

また、生物の生息環境に配慮した農業水路の整備や水田魚道の設置等を推進し、生物による地域的な物質循環の回復につなげるとともに、農業水路の泥上げ等の地域ぐるみでの農地や農業水路等の適切な保全活動を推進するものとする。

(参考資料) ゑぶクリーン農業に関する目標

	平成27年度	(参考) 平成21年度末 実績
生産登録面積 (ha)	14,500	12,377

(注) ゑぶ農業・農村基本計画(平成23年度～平成27年度)より

ウ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」(昭和49年5月22日制定)等に基づき、家畜排せつ物処理施設へのふん尿分離装置の導入等の補完的又は性能向上を目指した整備、指導体制の整備等による家畜排せつ物の適正管理等を通じ、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るとともに、耕畜連携の強化による堆肥の地域内利用のほかバイオマスとしてのエネルギー利用等の高度利用等を推進するものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

河川・水路における汚濁負荷削減

ア 河川・水路の自然環境に配慮した整備

河川を改修する際には、水辺に生息する動植物への影響に配慮した工法を用いて、自然環境の保全、回復に努め、生物による自然な浄化機能の回復につなげるものとする。

イ 河川・水路の浄化施設の活用

直接浄化施設による河川及び水路の水質浄化を継続するものとする。

ウ 浄化用水の導入

停滞性の河川水域等へ浄化用水を導入し、河川環境の保全及び河川が本来持つている浄化機能の回復につなげるものとする。

エ 底質汚泥の除去

底質汚泥からの栄養塩類の放出抑制につながるため、副次的に底質汚泥を除去することとなる河川の土砂除去を行うものとする。

監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立ち入り検査の実施及びその他の発生源に対する指導、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

普及、啓発等

水質総量削減をより効果的に推進するためには、事業者及び県民の理解と協力が必要であるため、関係市町村と協力し、自治体の広報紙やホームページ等により水質総量削減の主旨及び内容について理解を求めるとともに、協力体制の強化を図るものとする。

また、海のない当県においては、県民の一人ひとりが、森・川・海つながりを意識するとともに、汚濁負荷量の削減に取り組むことが重要である。

ア 事業者に対する普及、啓発

各種団体が実施する研修会等を通じ、本計画の主旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

イ 県民に対する普及、啓発

農地や農業用水等の大切さを学ぶ「ぎぶ水土里のプロジェクト」に関連した事

業や、水生生物を観察し河川の水質を調べる「カワゲラカオッチング」、身近な水路から海までのつながりを学ぶ「流々プロジェクト」等の環境学習を推進し、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

また、家庭での生活排水対策や、河川清掃等の県民協働による地域活動への参加等、負荷削減の実践に努めるよう啓発を行う。

調査研究体制の充実

環境保全型農業を推進するため、化学肥料の使用量を減らした栽培技術、肥料や農薬の減量につながる生育が强健で病気に強い品種の育成、及び畜産排せつ物の有効利用技術等の確立をめざすなど、調査研究等の充実に努めるものとする。

中小企業者等への支援措置等

資金の融資及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。

平成二十四年二月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

パイ・アール・テクノセンター